

大 和 郡 山 市
清 掃 セ ン タ ー
長 期 包 括 責 任 委 託 事 業

実 施 方 針

平成 2 8 年 7 月

大 和 郡 山 市

目 次

1	事業概要に関する事項	1
(1)	事業内容	1
(2)	受託者が実施する業務の範囲	5
(3)	市が実施する業務の範囲	10
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
(1)	契約締結までの流れ及び選定スケジュール	11
(2)	応募者の参加資格要件等	13
(3)	民間事業者の審査及び選定	16
(4)	応募に係る提出書類	18
(5)	落札後の手続	18
(6)	著作権	18
(7)	特許権等	18
3	市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項	19
(1)	公募段階	19
(2)	事業準備期間	20
4	受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
(1)	想定されるサービスの水準・仕様	21
(2)	想定されるリスク及び分担	21
(3)	市による事業の実施状況のモニタリング	21
5	事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	24
6	事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項	25
7	その他本事業の実施に関し必要な事項	26
(1)	実施方針に関する意見・質問の受付	26
(2)	実施方針に関する意見・質問への回答	26
(3)	実施方針の変更	26
添付資料		
添付資料①	大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業に伴う 特定調達品に関する情報開示等協定書(案)	27
添付資料①-1	守秘義務に係る誓約書	32
添付資料①-2	特定調達品のリスト	34
添付資料②	主要な契約条件	35
添付資料③	委託費の支払方法	39
添付資料④	事業に関するリスク分担	40
添付資料⑤	大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業 実施方針に関する意見・質問書	41

大和郡山市（以下「市」という。）は、大和郡山市清掃センター（以下「ごみ焼却施設」という。）及び大和郡山市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）において、処理の効率的及び安定的かつ安全な運営を目的とした、大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、市の方針を定めたものである。

1 事業概要に関する事項

(1) 事業内容

ア 事業名称

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業

イ 施設等の種類

本事業の対象とする施設の概要は以下のとおりである。

施設名称		大和郡山市清掃センター	
所在地		奈良県大和郡山市九条町80番地	
敷地面積		11,500㎡	
ごみ焼却施設	施設面積	延床面積：7,840㎡、建築面積：4,080㎡	
	建設時期	当初建設工事：昭和58年10月～昭和60年11月、稼働開始：昭和60年12月	
		排ガス高度処理施設整備工事：平成10年9月～平成13年3月	
		延命化工事(基幹的設備改良工事)：平成27年4月～平成30年3月	
	施設規模	180t/日(60t/24h×3炉)	
	炉型式	全連続燃焼式(1日24時間運転)	
	設計・施工	三井造船株式会社：当初建設工事、排ガス高度処理施設整備工事	
		三井造船環境エンジニアリング株式会社：延命化工事(基幹的設備改良工事)	
	設備概要	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備	流動床式焼却炉
		燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式、減温塔
		排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去装置、触媒反応塔
		余熱利用設備	場内：給湯、場外：九条公園温水プール、給湯・冷暖房 ※平成30年度からごみ発電を行う予定
		通風設備	平衡通風方式
灰出し設備		バンカ方式、灰固化設備(薬剤処理)	
破碎選別設備		破碎機+磁選機+トロンメル	
排水処理設備	プラント排水等：生物処理+凝集沈殿処理		
	ごみピット汚水：蒸発酸化方式(炉内噴霧)		
ペットボトルリサイクル施設	延床面積	223㎡	
	建設時期	竣工：平成9年3月、稼働開始：平成9年4月	
	施設規模	200～300kg/h	
	形式	圧縮梱包機(平成13年4月より稼働)：2基	

施設名称	大和郡山市一般廃棄物最終処分場
所在地	奈良県大和郡山市山田町843番地
埋立開始時期	昭和59年
埋立面積	22,000m ²
埋立容量	180,000m ³
残余容量	33,175m ³ (平成24年度末現在)
埋立対象物	不燃物、焼却残渣
埋立方法	サンドイッチ方法
しゃ水工	有り
浸出水処理施設	100m ³ /日(日平均)
	回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋キレート樹脂

ウ 施設等の管理者

大和郡山市清掃センター
大和郡山市一般廃棄物最終処分場
管理者 上田 清(大和郡山市長)

エ 事業目的

本事業は、市が事業者として選定した単体企業若しくは企業グループによって設立された特別目的会社で市と事業契約に至った事業者（以下「受託者」という。）に、ごみ焼却施設及び最終処分場等からなる本市の一般廃棄物処理施設について、2施設（以下「本件施設」という。）を一体として、民間のノウハウを活用し、効率的かつ最適な運転、維持管理を実施させるため長期包括的な委託を行うことを目的とする。

オ 事業概要

(ア) 受入管理等

- A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年大和郡山市条例第9号）等に基づく一般廃棄物処理に係わる廃棄物の受入管理を行うものとする。
- B 市の収集及び市内の土地又は建物の占有者が直接、ごみ焼却施設に搬入する、可燃ごみ、粗大ごみ、缶・ビン類、ペットボトル、有害ごみ、不燃ごみ、小動物死体（以下、「処理対象物」という。）の受入管理を行うものとする。
- C 一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」とする。）が、市内の土地または建物の占有者等の依頼により、ごみ焼却施設に搬入する可燃ごみの受入管理を行うものとする。
- D 市が委託する許可業者が直接、ごみ焼却施設に搬入する一般廃棄物の受入管理を行うものとする。

(イ) 運営維持管理等

- A 受託者は、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等（以下「運営維持管理業務」という。）を行うものとする。
- B 市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって施設を所有し、受託者は本件施設の運営維持管理業務を行うものとする。
- C 受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自らの責任と費用において行うものとする。この場合、添付資料①に示す本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。
- D 受託者は、本件施設において、現在の運転維持管理業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という。）から、円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者からの引継ぎを行うものとする。
- E 市は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。
- F 本事業契約締結から、運営期間終了までの期間（以下「事業期間」という。）、事業者は、事業契約に基づき、適切に業務を実施する。

(ウ) 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は以下のとおりとする。

- A 事業準備期間：平成 29 年 10 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
- B 乖離請求期間：平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
- C 運営期間：平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 45 年 3 月 31 日
- D 事業期間：事業契約締結日 ～ 平成 45 年 3 月 31 日

(エ) 契約の形態

市は、受託者と本件施設の運転維持管理業務に関する事業契約を締結することとする。

(オ) 協定書の締結

市は、本事業の公告前までに、施工企業と添付資料①に示す「大和郡山市清掃センター長期包括責任委託に伴う特定調達品に関する情報開示等協定書」を締結することとする。

(カ) 関連法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとする。

(キ) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

No	内 容	時 期
(ア)	実 施 方 針 の 公 表	平成 28 年 7 月
(イ)	入 札 の 準 備 、 公 告	平成 28 年 9 月
(ウ)	事業者の選定、落札者の決定	平成 28 年 9 月 ～ 平成 29 年 8 月
(エ)	基 本 契 約 の 締 結	平成 29 年 9 月
(オ)	事 業 契 約 締 結 の 協 議	平成 29 年 9 月 ～ 平成 29 年 12 月
(カ)	特 別 目 的 会 社 の 設 立	平成 29 年 9 月 ～ 平成 29 年 12 月
(キ)	事 業 契 約 の 締 結	平成 29 年 12 月
(ク)	事 業 準 備 の 開 始	平成 29 年 9 月
(ケ)	施 設 引 渡 し	平成 30 年 4 月
(コ)	長 期 包 括 責 任 委 託 事 業 の 開 始	平成 30 年 4 月
(サ)	事 業 終 了	平成 45 年 3 月

(2) 受託者が実施する業務の範囲

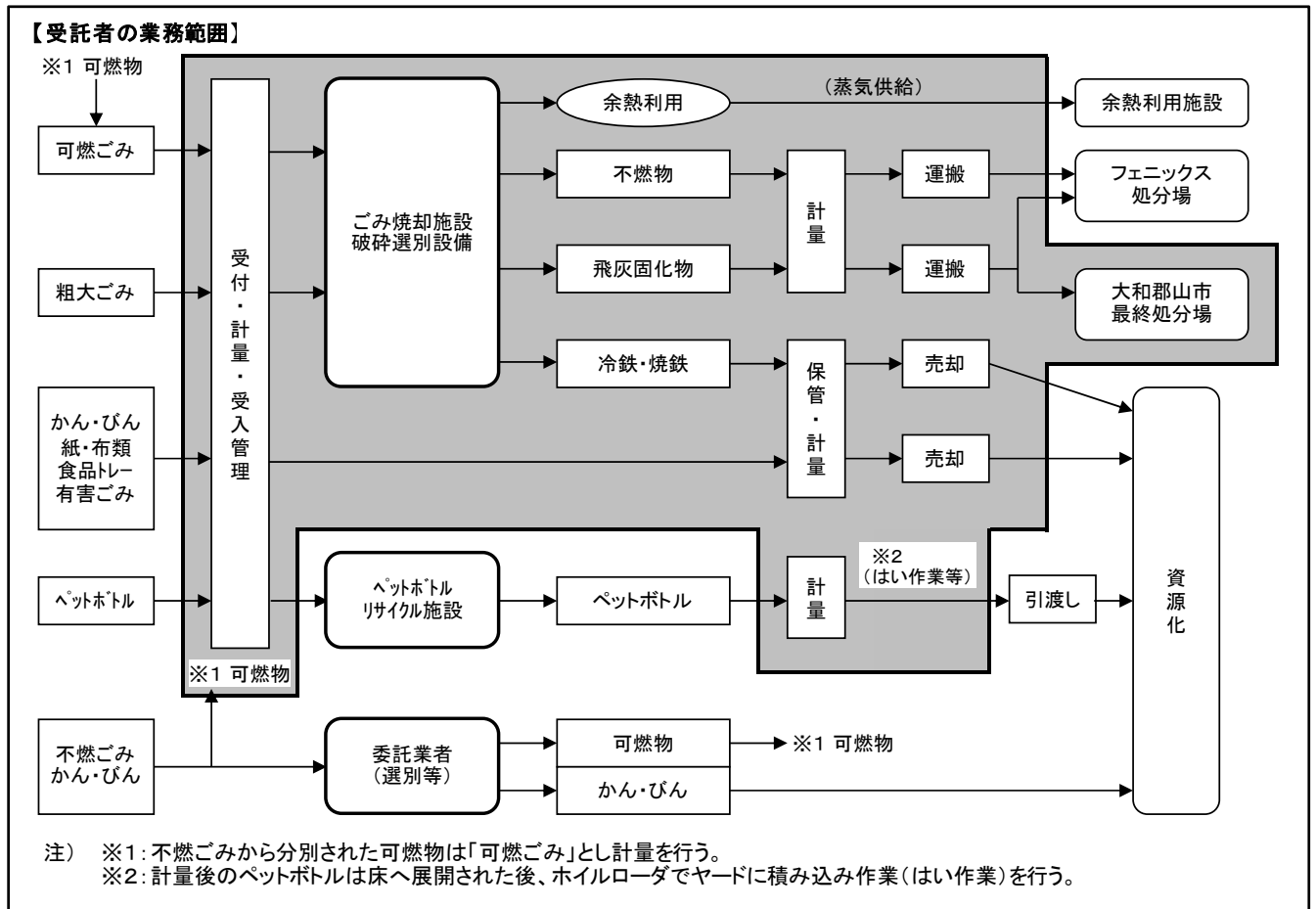
ア 受託者が実施する業務内容

受託者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

業務区分		業務内容	市	受託者
ごみ収集・運搬業務		家庭から排出されるごみの収集・運搬及び搬入	○	
受入管理業務	受付業務	搬入車両の計量・記録・確認		○
		搬出車両の計量・記録・確認		○
		直接搬入者の受付・料金徴収		○
	受入監視業務 (プラットホーム監視)	搬入車両の確認・車両誘導等		○
		搬入禁止物・処理不適物の混入確認		○
		搬入禁止物・処理不適物の指導	○	○
運転管理等業務	運転管理業務	ごみ処理計画等に基づく運転計画(年間・月間)の作成		○
		運転計画に基づくごみ焼却施設(破碎選別設備を含む)の適正な運転管理		○
		ペットボトルリサイクル施設の適正な運転管理	○	
		最終処分場(埋立地、浸出水処理施設)の適正な運転管理		○
	余熱利用業務	運転計画に基づく余熱利用計画の作成		○
		発電による施設内利用		○
		場内熱供給(給湯)		○
		余熱利用施設(温水プール)への熱供給(蒸気)		○
	資源化物保管・搬出業務	搬入された資源ごみ等の保管		○
		回収された資源化物の保管(ペットボトル等を除く)		○
		資源化物等の売却・引渡し		○
	残渣等搬出業務	焼却灰固化物、不燃物の搬出車両への積み込み作業		○
		焼却灰固化物、不燃物の搬出・運搬		○
		焼却灰固化物、不燃物の最終処分	○	
	環境等管理業務	ごみ質の測定分析		○
		排ガス、排水、焼却灰等の測定分析		○
		作業環境測定		○
	維持管理業務	物品・用役等調達業務	物品・用役等調達計画(年間・月間)の作成	
調達計画に基づく備品・什器・物品・用役の調達・管理				○
点検・補修業務		点検・検査計画(毎年度、事業期間)の作成		○
		点検・検査計画に基づく点検・検査の実施		○
		補修計画(毎年度、事業期間)の作成 補修計画に基づく補修・修繕の実施		○
建物、建築設備等維持管理業務	建築物、建築設備、外構施設(道路、駐車場、植栽等)の維持管理		○	
施設性能の確認検査業務	機能検査、精密機能検査(第三者機関への委託)の実施		○	
その他関連業務	情報管理業務	運転管理、余熱利用管理、環境管理、用役管理、保守管理等各種データの記録		○
		各種記録データの管理・保管、報告・公開	○	○
	安全衛生管理業務	作業員の安全衛生管理		○
		見学者等の安全管理		○
	清掃業務	施設及び外構施設の清掃		○
	警備業務	敷地内全域の警備(防火・防犯等)		○
施設見学対応業務	施設見学及び行政視察への対応	○	○	
	見学設備(展示物、備品等)の維持管理		○	

イ 受託者が実施する主な業務の範囲

本事業において受託者が実施する業務範囲は以下のとおりとする。



ウ 特別目的会社の設立

受託者は、市と基本契約を締結後、この基本契約に基づき速やかに特別目的会社を設立することとする。市は、この特別目的会社と契約内容についての協議を行い、合意後、本事業の事業契約を締結するものとする。

エ 運営維持管理業務の準備業務等

(ア) 受託者は、事業準備期間開始までに、運営維持管理業務に必要な教育指導計画及び事業準備期間に必要な本件施設の視察及び本件施設に関する書類等の情報提供等の確認に関する計画（以下「業務準備計画書」という。）を提出し、市の承諾を得ることとする。

(イ) 受託者は、運営期間開始までに、運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運転維持管理計画、修繕計画（全てを含めて以下「事業実施計画書」という。）、及び天災地変・事故発生時等に対する緊急時対応マニュアルを提出し、市の承諾を得ることとする。

(ウ) 業務準備計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は募集要項に示すこととする。

オ 本件施設の運営維持管理業務

(ア) 処理対象物の受入管理業務

受託者は、処理対象物の受付・計量及び受入監視を行い、受入により処理手数料が発生する場合には、係る料金を徴収する代行業務を実施することとする。なお、これら料金の設定については、市が行うものとする。

また受入においての適正処理困難物等の指導に関しては必要に応じて市も関与することとする。

(イ) 処理対象物の適正処理

受託者は、募集要項に示された関連法令等を遵守し、処理対象物の適正な処理を行うこととする。

(ウ) 運営維持管理

A 市は、本件施設のうち、ごみ焼却施設については平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年で大規模な基幹改良工事を実施することから、関係法令変更等に伴い必須となる改良工事を除き、大規模な修繕及び全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定している。

したがって、受託者は、運営期間中に大規模修繕工事が発生しないよう、適切な運営維持管理に必要な保全計画を策定し、この本計画に基づき本事業を行うこととする。

- B 受託者は、運営期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事等を市に提案することができる。
- C 市は、上記Bに係る提案がされた場合は、受託者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議するものとする。

(エ) 焼却残渣の搬出業務

受託者は、本件施設において発生する焼却残渣（不燃物及び焼却固化物）について、市が指定する場所まで搬出・運搬することとする。

(オ) 適正処理困難物等の保管業務

受託者は、本件施設において発生した適正処理困難物等について、本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

(カ) 事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受託者は、本件施設の運営維持管理業務の実施に伴い発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理・処分することとする。

(キ) 許認可取得への協力

受託者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するに当たり、市への必要な協力を行うこと。

(ク) 庁等への各種提出書等の作成

受託者は、市が行う官庁等への各種資料提出に当たり、基礎資料等を作成すること。

(ケ) 法定検査、各種分析の実施

受託者は、本件施設における法令等に定められた各種検査及び分析を実施すること。

(コ) 精密機能検査の実施

受託者は、本件施設の機能状況等を把握するため、法令で定められた精密機能検査を、第三者機関に委託して行うこととする。

カ その他関連業務

(ア) データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報及び年報の作成、運営維持管理業務における履歴情報及びコストデータ、その他市が本件施設の運営維持管理業務のモニタリングを行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこととする。

(イ) 安全衛生管理及び保安業務

受託者は、本件施設及び敷地内の安全衛生面及び保安について、適正な管理を行うものとする。

(ウ) 本件施設等の美観保持

受託者は、本件施設及び敷地内の清掃及び植栽等の管理を適時適切に行うとともに、本件施設敷地周辺についても、必要に応じ清掃及び植栽等の管理を行い、美観を保持することとする。

(エ) 管理責任者の配置

受託者は、本件施設の運営に伴い、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設技術管理士、最終処分場技術管理士)及び防火管理者等の関係法令で規定された管理者を選任・常駐配置し、施設の安全面、防災面等に配慮し適切に管理、保全を行うこととする。

(オ) ごみ焼却施設の見学対応業務

受託者は、施設見学及び行政視察への対応を行うこととするが、必要に応じて市も関与することとする。

キ 事業期間終了時の協力

市は、事業期間終了後、ごみ焼却施設の廃炉を予定しているが、最終処分場については運営維持管理業務を継続する予定である。

したがって、受託者は、市及び市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は、以下の業務を行うこととする。

(ア) ごみ焼却施設の運営維持管理に関する書類の整備、提出

- A 事業実施計画書
- B 運営維持管理業務に係る履歴
- C トラブル履歴
- D 財務諸表等

(イ) 最終処分場の運営維持管理業務に引継ぎに必要な書類の整備、提出及び業務

- A 事業実施計画書
- B 運営維持管理業務に係る履歴
- C トラブル履歴
- D 受託者が自ら更新・整備を行った設備の図面
- E 受託者が自ら更新・整備を行った設備機器の取扱説明書
- F 予備品、消耗品、用役等の調達方法
- G 財務諸表等
- H 市及び市が指定する第三者への引継ぎ業務
- I 事業期間終了後の事業実施計画の立案等

(3) 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

ア ごみ収集・運搬業務

市は、家庭から排出されるごみの収集・運搬及び本件施設への搬入を行うものとする。

イ ペットボトルリサイクル施設の運転管理

ペットボトルリサイクル施設の運転管理については、市は別の事業者に委託するものとする。

ウ 本事業の実施状況のモニタリング

(ア) 運営維持管理業務状況のモニタリング

市は、以下の情報により運営維持管理業務のモニタリングを行う。

- A 運営期間中の財務諸表
- B 本件施設に備えられた測定・分析機器から得られる諸データ
- C 受託者から提出される各種報告書
- D 市が必要に応じて実施する本件施設に係る計測及び分析結果

(イ) モニタリング結果に基づく措置

市は、モニタリング結果に基づいて、受託者に対し以下の措置を行うことができる。

- A 本件施設の維持管理の方法についての改善協議
- B 事業実施計画書の本件施設の現状に即した内容への改定指示

エ 焼却残渣の最終処分

市は、本件施設において発生する焼却残渣(焼却固化物及び不燃物)を自らの責任と負担において処分することとする。

オ 委託費の支払い

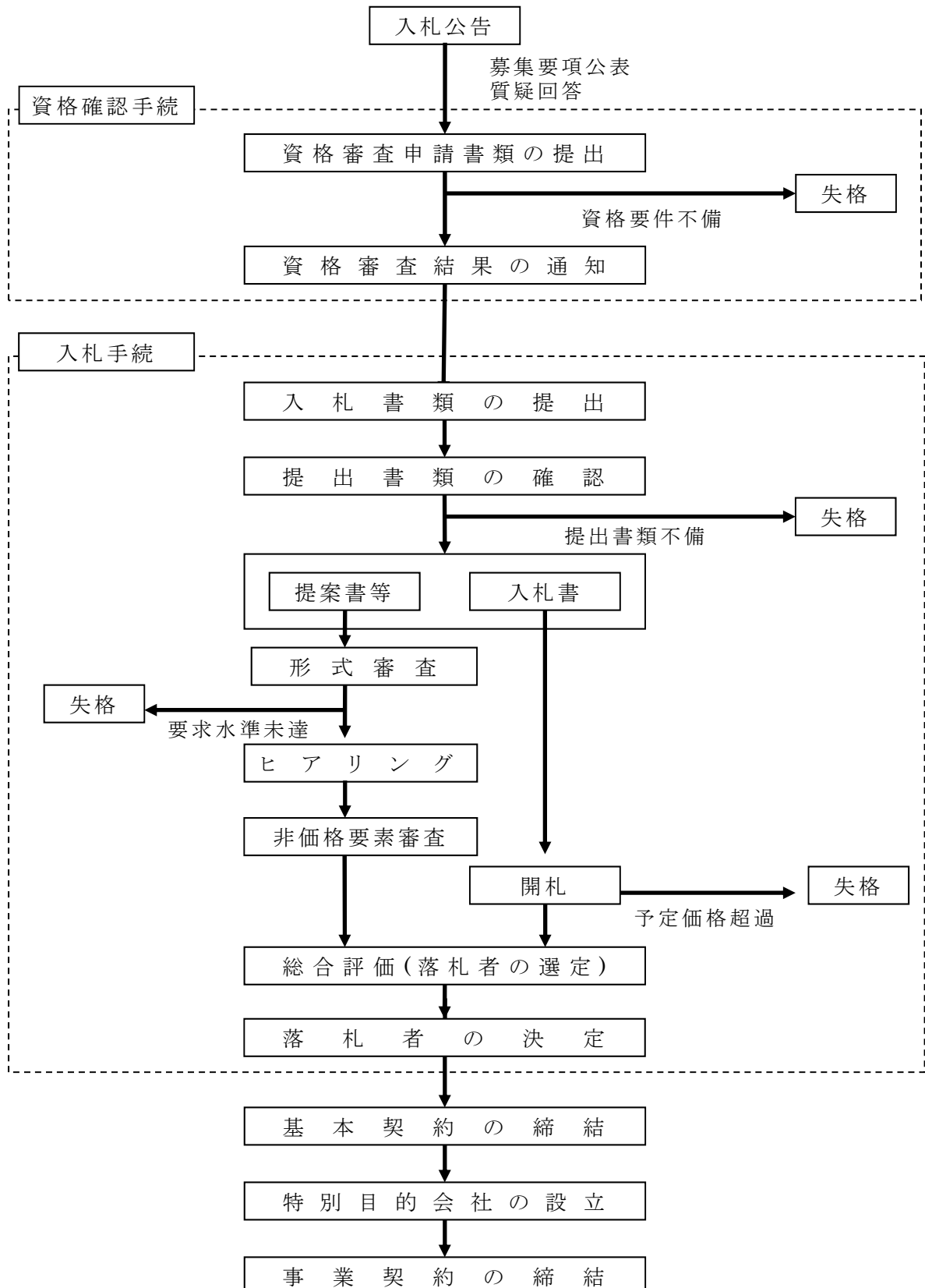
市は、本件施設の運営維持管理業務に要する対価(以下「委託費」という。)を運営期間にわたり受託者に支払うこととし、支払条件等の詳細については、募集要項に示すこととする。

なお、委託費の支払方法については添付資料③「委託費の支払方法」によるものとする。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 契約締結までの流れ及び選定スケジュール

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりであり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により民間事業者の選定を行う。



現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

No	内 容	時 期
ア	入 札 公 告	平成 28 年 9 月上旬
イ	募 集 要 項 の 配 布 開 始	平成 28 年 9 月上旬
ウ	募 集 要 項 の 受 付 開 始	平成 28 年 9 月上旬
エ	募 集 要 項 に 対 す る 回 答	平成 28 年 11 月下旬
オ	資 格 審 査 申 請 書 受 付 の 締 め 切 り	平成 28 年 10 月上旬
カ	資 格 審 査 の 実 施	平成 28 年 10 月中旬
キ	資 格 審 査 結 果 の 通 知	平成 28 年 11 月上旬
ク	技 術 提 案 書 ・ 価 格 提 案 書 の 提 出	平成 29 年 1 月下旬
ケ	形 式 審 査 の 実 施	平成 29 年 5 月上旬
コ	技 術 提 案 に 対 す る ヒ ア リ ン グ	平成 29 年 7 月下旬
サ	総 合 評 価 の 実 施	平成 29 年 8 月上旬
シ	落 札 者 の 決 定	平成 29 年 8 月中旬

(2) 応募者の参加資格要件等

入札に参加する単体企業若しくは応募グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

ア 応募者の構成

(ア) 応募者に関する事項

応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）、又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）によるものとする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）、協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。以下同じ。）が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。

(イ) 特別目的会社の設置

応募企業又は構成員は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社形態で、特別目的会社を設立するものとする。

(ウ) 応募グループに関する事項

応募グループにあつては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続行うものとする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

(エ) 変更について

代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

(オ) 否認事項

以下の事項については、これを認めない。

- A 応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となること。
- B 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人が他の応募者に参加すること。
- C 応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと関係会社の関係にある企業が、他の応募企業、構成員又は協力会社となること。
- D 同一応募者が複数の提案を行うこと。

イ 応募者の参加資格要件等

(ア) 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこととする。

- A 本事業を遂行するに足る、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- B 本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に、市において指名停止措置等を受けている者でないこと。
- C 大和郡山市暴力団排除条例（平成23年大和郡山市条例第21号）第2条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。
 - (A) 当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。
 - (B) 暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。
 - (C) 当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得させ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。
 - (D) 当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (E) 上記(C)及び(D)に掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (F) 市発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(A)から(E)のいずれこれを締結したとき。
 - (G) 当該者が上記(A)から(E)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記(F)に該当する場合を除く。）であって、市長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。
 - (H) 市の契約を履行するに当り、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨かに該当することを知りながら市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- D 本事業に関する市の発注支援業務を受託する株式会社日産技術コンサルタント又は当該受託企業との関連を持つ者でないこと。
- E (3). アに記載する「大和郡山市清掃センター運営管理効率化検討委員会」の委員と現在、利害関係又は雇用関係にある者でないこと。
- F 公告日直前に終了した事業年度（1年分）に係わる国税及び地方税

の滞納がない者であること。

G 以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。

- (A) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格のない者。
- (B) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。
- (C) 会社法施行前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告を行っている者。
- (D) 旧破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てを行っている者。
- (E) 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者。
- (F) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）

(イ) 運営維持管理業務に係る実績

応募者は、以下に示す実績要件を全て満たす者であることとする。ただし、応募グループで参加する場合は、市町村等（一部事務組合を含む。）が設置する一般廃棄物処理施設において、以下の要件を満たす企業が応募グループ内の構成員に含まればよいものとする。

- A 一般廃棄物処理施設の長期包括責任委託事業の受注実績又は DBO 方式を含む PFI 事業の受注実績を有すること。
- B ごみ焼却施設（流動床式焼却炉）の運営維持管理業務の実績を有すること。
- C ごみ焼却施設の発電設備（BTG）の運営維持管理業務の実績を有すること。
- D 最終処分場の運営維持管理業務の実績を有すること。

※運営維持管理業務には、定期点検整備・補修工事等の業務が含むものとする。

(3) 民間事業者の審査及び選定

応募者の審査及び選定については、以下の選定基準及び選定方法に従い行うこととする。

ア 審査委員会の設置

市は、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年条例第10号）第1条により「大和郡山市清掃センター運営管理効率化検討委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査委員は、市担当者と専門的知見に基づく審査が必要であるため外部有識者から構成することとする。

イ 民間事業者の選定基準

予定している民間事業者の選定基準は概ね以下のとおりである。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示すこととする。

(ア) 価格要素

本件施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理補修費、設備更新工事費、消耗品・用役費等）

(イ) 非価格要素

A 運営維持管理業務に係る計画、体制

- (A) 運転計画、運転体制
- (B) 安全運転
- (C) 既存運転事業者との円滑な引継ぎ
- (D) 事業期間終了後の円滑な引継ぎ(最終処分場)

B 維持管理業務に係る計画、体制

- (A) 維持管理、補修、設備更新計画
- (B) 調達(消耗品、特定調達品等)
- (C) 事業期間終了時の性能維持(最終処分場)

C リスクや環境変化への対応能力

- (A) 非常時(運転不能等)における対応体制・対応マニュアルの整備
- (B) 外部環境の変化(ごみ質の変化等)に対する対応
- (C) 構成員破綻等の事態における対応能力
- (D) 構成員の財政的信用能力
- (E) S P Cに対する財政的な支援体制

D 技術的な安定性・信頼性

- (A) 同種施設の運営実績
- (B) P F I や長期包括責任委託等の受注実績

E 地域・周辺環境への配慮

- (A) 周辺地域の環境に対する配慮
- (B) 地域への貢献度
- (C) 地球温暖化防止と環境負荷低減

ウ 民間事業者の選定方法

民間事業者は以下の手順で選定する。なお、民間事業者の選定に当たり、各段階の審査に関しては、審査委員会において評価・審査し、市が民間事業者を選定する。また、評価方法(審査基準・点数化の方法)等の詳細は募集要項に示すこととする。

審査区分	審査書類	審査事項
募集要項配布		
↓ 質 疑 受 付・回 答		
資格審査	資格審査申請書等	『2(2) 応募者の参加資格要件等』に示した要件を満たすことの確認
↓ (参加要件を満たした場合)		
形式審査	技術提案書	技術的観点から見て市の要求する水準を満足するものであることの確認
	事業計画書	事業として、コストとの点で妥当性を有していることの確認
↓ (要求水準を満たした場合)		
↓ 技術提案に対するヒアリング		
総合評価	非価格要素審査	<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持管理業務にかかる計画、体制 ・リスクへの対応能力 ・財務的な安定性 ・地域・周辺環境への配慮
	—	除算方式による評価値の算出

※形式審査時において、非価格要素提案書並びに入札(価格提案)書を併せて提出することとなる。

エ 落札者の選定

市は、審査委員会の審査結果に基づいて、評価値の最も高い応募者を落札者として選定し、その結果を応募者に通知する。

オ 審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて市のホームページにおいて公表する。

(4) 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として以下の書類を提出することとする。なお、各書類の詳細については、募集要項に示すこととする。

ア 資格審査申請時の提出書類

- (ア) 資格審査申請書
- (イ) 入札参加資格が確認できる資料

イ 形式審査時の提出書類

- (ア) 技術提案書
- (イ) 事業計画書
- (ウ) 非価格要素提案書
- (エ) 入札(価格提案)書

(5) 落札後の手続

ア 特別目的会社の設立

- (ア) 落札者は、添付資料②「主要な契約条件」の「1.(1)特別目的会社の設立」に定める要件を満たすように、市と基本契約締結後、速やかに特別目的会社を設立すること。

- (イ) 応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めないものとする。

イ 契約詳細の協議

- (ア) 市と落札者は、本事業の事業契約の締結に先立ち、相互の協力事項等についての基本契約を締結する。

- (イ) 市と落札者は、基本契約に基づいて事業内容の詳細についての協議を実施し、協議が整い次第、事業契約を締結することとする。

(6) 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、公表等の必要がある場合、市は、著作権を保有する者の許可を得て無償で公表できるものとする。

(7) 特許権等

提案内容に、特許権、実用新案権、商標権等の法令に基づき保護されている権利を使用したことによる責任等は、提案を行った応募者が負うものとする。

3 市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項

(1) 公募段階

応募者は、公募段階において以下の情報提供を受けることができる。

ア 資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、添付資料①-1「守秘義務に係る誓約書」を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する下記資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること又は閲覧することができるものとする。

(ア) 応募者への情報提供(資料の配布)

A ごみ焼却施設

- (A) フローシート
- (B) 機器配置図

B 最終処分場

- (A) フローシート
- (B) 機器配置図

(イ) 応募者への情報提供(資料の閲覧)

A ごみ焼却施設

- (A) 竣工図
- (B) 取扱説明書
- (C) 仕様書
- (D) 運転データ
- (E) 精密機能検査報告書
- (F) 過去の修繕費データ

B 最終処分場

- (A) 竣工図
- (B) 取扱説明書
- (C) 仕様書
- (D) 運転データ
- (E) 過去の修繕費データ

イ 本件施設の視察等

資格審査を通過した応募者は、添付資料①-1「守秘義務に係る誓約書」を提出することを前提として、市が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を視察することができるものとする。

(2) 事業準備期間

受託者は、市に提出し承諾を得た事業準備計画書に基づいて、以下の情報提供を受けることができるものとする。

ア 書類

受託者は、市が保有する本件施設に関する書類等を確認することができるものとする。

イ 視察

受託者は、本件施設の視察を行うことができるものとする。

ウ 質疑応答

受託者は、本件施設に関して書面で質問することができ、市は、質問に対して、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとする。

4 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 想定されるサービスの水準・仕様

受託者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間中は本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとする。

(2) 想定されるリスク及び分担

ア 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、当該リスクを最も良く管理し、対応することが可能な者が適正に分担することで、より低廉かつ高質なサービスの提供ができるというものである。

本件施設の運営維持管理業務上の責任は、原則として受託者が負うことになるが、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

イ 想定されるリスクの分担

市と受託者のリスク分担は、原則として添付資料④「事業に関するリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、募集要項に示すこととする。

(3) 市による事業の実施状況のモニタリング

ア 基本的な考え方

市は、受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するため、本件施設の運営維持管理業務のモニタリング(監視)を実施するものとする。

受託者は、運営期間中は本件施設の要求水準を満たすよう適切な運営維持管理業務を行うものとし、これを実現するため、事業準備期間及び運営期間における下記に示す提出書類を提出し、市の確認を受けるものとする。

なお、提出書類作成等については、受託者の責任及び費用の負担により行うものとする。

(ア) 事業準備計画書

(イ) 事業実施計画書

イ 運営段階

市は、受託者と毎年度本件施設の維持管理の方法について、協議及び維持管理を確認し、必要に応じ事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定ならびに適切な維持管理を求めることができるものとする。モニタリングに当たっては、市は必要に応じ第三者機関に委託することにより、アドバイスを求めることができるものとする。この場合、モニタリングにより確認された本件施設の運営維持管理業務に状態については、原則として公開され

るものとする。

また、本件施設の運営維持管理業務のモニタリングにより、事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、市は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受託者に対して講じることができるものとする。

なお、モニタリングに必要な費用は、原則として市が負担するが、モニタリング実施に必要な市への下記に示す提出書類作成等については、受託者の責任及び費用の負担により行うものとする。

(ア)事業実施報告書

(イ)財務状況報告書

(ウ)日報、月報

ウ 事業期間の終了段階

本件施設のうち、ごみ焼却施設は事業の事業期間終了をもって廃炉を予定している。最終処分場については、事業期間終了後においても施設の機能及び性能を維持しながら継続し運転を行う予定である。よって、事業期間終了時において、以下のモニタリングを行うものとする。

(ア) ごみ焼却施設

市は、事業期間終了前までの間にごみ焼却施設の運営を継続することとなった場合、受託者からごみ焼却施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業計画書の改定ならびに適切な維持管理補修を求めるための協議を行うものとする。また、施設の継続運営を行う際には、市は、事業期間終了時において、ごみ焼却施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者機関に委託して、機能及び性能に係る確認検査を実施するものとする。確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとする。

確認検査実施時にごみ焼却施設の要求する水準を満たさないことが明らかになった場合には、委託費の支払を保留し、施設の改善・合格を条件に、保留した委託費を支払うものとする。なお、これら改善及び検査に係る一切については、受託者の責任と費用において実施するものとする。

確認検査を実施した場合、事業期間の終了に関わらず、ごみ焼却施設の機能及び性能に係る確認検査に合格することを事業契約の終了の条件とする。

(イ) 最終処分場

市は、事業期間終了前までに、最終処分場の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業計画書の改定ならびに適切な維持管理補修を求めることができることとする。また、市は、事業期間終了時において、最終処分場の要求する水準を満足することを確認するため、第三者機関に委託して、機能及び性能に係る確認検査を実施するものとする。

受託者は、最終処分場の機能及び性能に係る確認検査に合格することを事業契約の終了の条件とし、終了をもって市に引継業務を行うものとする。

また、事業期間の終了後1年の間に、最終処分場に関して受託者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行うものとする。

5 事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業準備計画、事業実施計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と受託者は以下の措置をとるものとする。

(1) 協議

事業契約等の規定に基づいて、市と受託者は誠意をもって協議にあたるものとする。

(2) 協議の不調

協議の不調等により事業契約等に関する紛争が生じた場合については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

本事業では、事業契約等の規定に基づき、平成45年3月31日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要がある。このため、事業契約書等には事業期間内において本事業の継続が困難になった場合(受託者の経営破綻、又はそのおそれが生じた場合等)の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い迅速かつ適切に対応することとする。

(1) 受託者の責めによるもの

受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受託者に一定の猶予期間を与え、受託者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがあると判断した場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、市は、受託者との事業契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することができる。

その際、市は事業の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、受託者に契約保証金を設定させ、係る損害への担保とする。この場合、受託者が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に示すこととする。

(2) 市の責めによるもの

市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、受託者は事業契約を解除することができるものとする。その際、市は、受託者に生じた損害を賠償する。

また、市が上記以外の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合、受託者の申し入れに基づいて、市は是正措置を講じるものとする。

(3) 不可抗力等によるもの

添付資料④「事業に関するリスク分担」に示される不可抗力、その他受託者又は市の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合は、市及び受託者双方の協議に基づき、それぞれが一定の割合にて負担を負うものとする。

7 その他本事業の実施に関し必要な事項

(1) 実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見・質問がある場合は、添付資料⑤「実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより、以下に示す提出期間内までに提出するものとする(郵送、電話、ファックス及び口頭による意見・問い合わせは不可)。

(意見・質問書の提出先)

大和郡山市清掃センター

TEL : 0743-53-3463

E-mail : seisou@city.yamatokoriyama.lg.jp

(意見・質問書の提出期限)

平成 28 年 7 月 22 日(金) 17:00 まで

(2) 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、以下に示す期限までに市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らない。

(意見・質問への回答公表期限)

平成 28 年 8 月 12 日(金)まで

(3) 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがある。

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業に伴う
特定調達品に関する情報開示等協定書(案)

次頁から示す「大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業に伴う特定調達品に関する情報開示等協定書(案)」は、本市とごみ焼却施設の施工企業である「三井造船環境エンジニアリング株式会社」及び最終処分場の施工企業である「積水アクアシステム株式会社」とが、それぞれに同協定書を本事業の公告前までに締結を予定しており、文書に含まれる〔〇〇〇〇〕で示した語句は、以下のとおり読み替えるものとする。また、添付資料①-2「特定調達品のリスト」については、それぞれに対応する施工企業に対してのリストを示している。

施設名	ごみ焼却施設	最終処分場
施工企業	三井造船環境エンジニアリング株式会社	積水アクアシステム株式会社
〔メーカー名〕	三井造船環境エンジニアリング株式会社	積水アクアシステム株式会社
〔メーカー住所〕	千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 WBGマリアイスト 30階	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番30号 梅田スカイビルタワーウエスト 21階
〔メーカー名2〕	三井造船環境エンジニアリング株式会社	積水アクアシステム株式会社

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業に伴う 特定調達品に関する情報開示等協定書(案)

大和郡山市（以下「甲」という。）と、甲が所有するごみ焼却施設（以下「本件施設」という。）の施工企業である〔メーカー名〕（以下「乙」という。）は、大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業（以下「本事業」という。）に伴う特定調達品に関する情報開示等に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本件入札」とは、本事業に係る総合評価一般競争入札についての一切の手続をいう。
- (2) 「応募者」とは、本件入札に参加を希望する単体企業又は企業グループをいう。
- (3) 「参加資格者」とは、本件入札において参加資格審査を通過した応募者をいう。
- (4) 「落札者」とは、本事業を落札した応募者をいう。
- (5) 「受託者」とは、本事業の実施を目的として、落札者が設立する特別目的会社をいう。
- (6) 「本事業契約」とは、甲と受託者が締結する事業契約をいう。

（目的）

第2条 本事業の実施にあたり、本件施設に関して必要な情報開示及び乙による協力並びに特定調達品の供給等に関する条件等を定めることにより、受託者が本事業を円滑に遂行する事業環境を整備することを目的とする。

（参加資格者への情報開示等）

第3条 本件入札に係る期間中における参加資格者（参加資格審査を通過した応募者である単体企業又は企業グループを構成するすべての企業をいう。以下本条において同じ。）への情報開示に関して、以下のとおり定める。

- (1) 甲は、本件入札への参加資格者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち次の資料を配付する。なお、当該資料の配布にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、甲と乙が協議の上、削除又は黒塗りにした上で配布するものとする。
 - ア フローシート
 - イ 機器配置図
- (2) 甲は、本件入札への参加資格者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を甲の立会いの下に閲覧させる。なお、当該資料の閲覧にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、甲と乙が協議の上、削除又は黒塗りにした上で閲覧させるものとする。
 - ア ごみ焼却施設の場合
 - (ア) 竣工図
 - (イ) 取扱説明書
 - (ウ) 仕様書
 - (エ) 運転データ

- (オ) 精密機能検査報告書
 - (カ) 過去の修繕費データ
 - (3) 前2号の規定に基づく配布又は閲覧の対象となった情報に関し、乙の責めに帰すべき事由により参加資格者から損害賠償請求その他の請求や苦情を受けた場合は、乙が一切の責任と費用を負担するものとする。
 - (4) 第1号及び第2号の規定に基づく配布又は閲覧の対象になった情報に関して、甲が参加資格者に対して質疑回答を行う場合、かつ、甲の要請があった場合には、乙は、甲の要請に基づき必要な支援（補足資料の提供、補足説明などをいう。）を行う等、これに可能な範囲で協力するものとする。
- 2 甲は、入札に係る期間中、本件入札に必要な範囲において参加資格者に本件施設を視察（以下「施設視察」という。）させることができるものとする。
なお、施設視察は甲の立会いの下に行うものとする。
- 3 甲は、参加資格者が甲から配布又は閲覧に供された資料及び施設視察から知り得た情報（以下「本件情報」という。）の取扱いについて、参加資格者に対し、別紙1の「守秘義務に係る誓約書」を提出させるものとし、その写しを乙に配付する。

（落札者への情報開示等）

第4条 落札者（第3条第3項の参加資格者から落札者となった単体企業又は企業グループを構成するすべての企業をいう。以下本条及び第5条において同じ。）への情報開示について、以下のとおりとする。

- (1) 甲は、落札者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料を閲覧又は貸与する。閲覧又は貸与する資料については、前条第1項第1号及び第2号に規定する資料を基本とし、その他、甲が閲覧又は貸与が必要と判断する資料がある場合、事前に乙と協議し対応を決定する。また、閲覧又は貸与にあたっては、前条第1項の規定を準用する。
- (2) 乙は、前号に規定する資料以外で、乙が保有する資料について、甲が本事業の遂行上必要と合理的に認められる場合は、甲と乙が協議の上、甲及び受託者に当該資料を速やかに提供する。ただし、乙の営業上又は技術上の情報であって、不正競争防止法第2条第6項に関わる情報等についてはこの限りではない。
- (3) 乙は、甲が落札者に提供することを目的として本件施設に関する質問を行った場合は、甲と乙が協議の上、本事業の主旨を鑑み、誠実に対応するものとする。ただし、乙の営業上又は技術上の情報であって、不正競争防止法第2条第6項に関わる情報等についてはこの限りではない。

（落札者による情報の取扱い）

第5条 前条に基づき落札者へ提供される甲又は乙が保有する書類、情報並びに受託者が本事業遂行の過程又はその結果知り得た甲又は乙の保有する情報等（以下「本件情報等」という。）に係る取扱いに関して、以下のとおり定める。

- (1) 甲は落札者に対し、本件情報等の取扱いについて、第3条第3項の「守秘義務に係る誓約書」を順守させる。
- (2) 甲及び乙は、落札者による本件情報等の漏洩が疑われる場合、その旨を速やかに相手方に連絡し、調査に協力するものとする。

（特定調達品）

第6条 特定調達品とは、別紙2の「特定調達品のリスト」に掲げられた部品とする。

(特定調達品の供給及び修繕等)

第7条 乙は、受託者若しくは落札者である単体企業又は企業グループを構成する企業（以下「特定調達品等取引先企業」という。以下本条及び第8条において同じ。）が特定調達品の供給、その他本件施設の維持管理に必要な修繕及び定期点検（以下「修繕等」という。）を求めた場合には、特段の理由がない限りこれを拒否しないものとする。

2 前項において、乙と特定調達品等取引先企業との間における特定調達品の供給及び修繕等の実施条件は、甲と乙の間における同種の取引実績を参考にして、乙と特定調達品等取引先企業との交渉によって定めるものとする。

3 特定調達品等取引先企業は、特定調達品に関しその設計仕様、意匠、構造その他の技術的条件を甲と乙の同意なしに変更することはできないものとし、甲は特定調達品等取引先企業にこれを順守させる。

(特定調達品の製造中止の通達)

第8条 乙は、特定調達品の製造が中止される場合、甲及び特定調達品等取引先企業に対して、当該特定調達品の製造中止時期を速やかに通知するものとする。この場合、乙は当該調達品の代替品、又は代替品に係る情報を、可能な範囲で甲及び特定調達品等取引先企業に提供するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は締結日より効力を生じ、第3条（第1項第3号を除く）は、本事業に関する甲と受託者間の本事業契約締結まで、その他条項（第3条第1項第3号を含む）については、本事業契約終了まで有効に存続する。

2 前項の規定に関わらず、本協定に基づき提出される誓約書の有効期間は、本件施設の廃止までの期間とする。

(準拠法)

第10条 本協定は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈等に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本協定に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を奈良地方裁判所とする。

以 上

(以下記名押印頁)

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上で、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市長 上 田 清 ⑩

乙 [メーカー住所]

[メーカー名2]

(役職・氏名)

⑩

別紙 1

平成 年 月 日

大和郡山市長 上田 清 様

住 所
社 名
役 職・氏 名 印

守秘義務に係る誓約書

弊社は貴市に対し、貴市から下記事業に関する情報の開示を受けるにあたり、その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

1 事業名称

「大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業」（以下「本事業」という。）

2 情報の指定

対象となる情報は、貴市から提供された本事業に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とします。

3 情報の取り扱い

(1) 弊社は、本件情報を厳に秘密に保持し、本事業に関する入札（以下「本件入札」という。）又は本事業に従事する役員又は従業員に開示する場合及び適用法令、行政機関又は司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示、漏洩しません。ただし、以下の情報についてはこの限りではありません。

ア 開示することにつき、貴市及び貴市が当該情報を受領した者（以下「貴市等」という。）の事前の書面による承諾が得られた情報

イ 弊社が知得した時点で既に所有し、かつ貴市等から直接若しくは間接に知ったものではないことを証明し得る情報

ウ 既に公知の事実となっている情報

エ 弊社が知得した後、弊社の責めに帰しえない事由により公知となった情報

(2) 弊社は、本件情報を本件入札に参加し又は本事業を遂行する目的以外で使用しないものとします。

(3) 弊社は、本件情報の開示を受けた前号の役員及び従業員に対して、前各号の義務を遵守させるため必要な措置を講じます。

(4) 弊社は、本件情報の取扱いについて善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含みます。）は施錠可能な保管場所に管理し、本事業にかかわる弊社

の役員及び従業員以外の者が利用できないように保全します。

- (5) 弊社は、本件情報に係る文書その他の記録を複写、又は破棄しないものとします。
- (6) 弊社は、以下の場合には、本件情報に係る文書その他の記録を直ちにすべて貴市に返却するとともに、コンピュータの記録媒体に蓄積されている本件情報については、これを完全に消去するものとします。
 - ア 本事業を落札できなかった場合
 - イ 本事業を落札し本事業が終了した場合
 - ウ 貴市の要請があった場合

4 違反の場合の措置

- (1) 弊社が本誓約書に定める条項に違反し又は違反するおそれのある場合、弊社は直ちに貴市等に通知し、違反事項を是正のうえ原状回復を行うものとします。また、貴市等は、弊社に対し違反行為の停止又は予防を請求することができ、併せて違反行為の停止又は予防に必要な行為を請求することができるものとします。なお、本件情報のうち著作物や本件情報に係る文書その他の記録でないものについても、貴市等は本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができるものとします。
- (2) 弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市等に対し、貴市等が指定する期日及び方法により、違約金としてそれぞれ金1千万円を支払うものとします。併せて、貴市等の損害（間接的損害を含みます。）が同違約金金額を上回るときは、同違約金の支払に加え、その損害を貴市等が指定する期日及び方法により、支払うものとします。

5 監査

本件情報の漏洩が疑われる場合、貴市等は、本件情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

6 有効期間

本誓約書の有効期間は、本事業に係る貴市施設の廃止までの期間とします。

7 協議事項

本誓約書に定めのない事項あるは本誓約書の履行につき疑義を生じた場合、弊社は誠意をもって貴市と協議し、円満に解決を図るものとします。

8 紛争の解決

本誓約書に定めるものにつき協議が整わない場合や、貴市と弊社の間で紛争が生じた場合には、奈良地方裁判所を第一審の専属裁判所とし、民事調停委員会による調停によりその解決を図るものとします。この場合における紛争の処理に要する費用は、貴市と弊社による協議の上別に定めたものを除き、各自これを負担するものとします。

別紙 2

1 特定調達品のリスト

(1) ごみ焼却施設の場合

特定調達品リスト(流動床式焼却施設)

設備名	装置名	数量	特定調達品	部品納期	工事推奨
燃焼設備	給じん機	本体	○	4ヶ月	○
		分散チェーン	○	3ヶ月	○
	燃焼装置	散気ヘッダー及びノズル 56個/基	○	4ヶ月	○
	ごみ供給コンベヤ	本体	○	5ヶ月	○
		エプロン	○	4ヶ月	○
	エアール装置	本体	○	5ヶ月	○
		シールローター	○	4ヶ月	○
不燃物排出機	本体	○	6ヶ月	○	
	スクリュウ	○	5ヶ月	○	
電気計装設備	現場盤(シーケンサー)	1式	○	3ヶ月	○
	中央監視制御装置(焼却、粗大共)	1基	○	14ヶ月	○
	DCS(システム含む)	1式	○	10ヶ月	○

注) 上記、表中の記号の説明は以下のとおりである。

特定調達品欄	○	施設性能に係る重要機器であり、施工企業等にて設計・製作する機器。
	△	施設性能に係る重要機器であり、施工企業等にて設計・製作する機器のうち、特に大型で納期のかかる機器。
	●	特殊仕様のメーカー機器(施工企業等以外でも調達可能)
部品納期欄	—	発注から納品まで部品手配に要する標準期間(月単位)
工事推奨欄	○	設備の性能維持のため、施工企業などによるメンテナンスを推奨するもの。

(2) 最終処分場の場合

特定調達品リスト(山田町最終処分場)

設備名	装置名	数量	特定調達品	部品納期	工事推奨
排水処理装置	回転円板装置(本体)	1基	△	5ヶ月	○
	FRP本体カバー	1基	○	3ヶ月	○
	駆動装置(減速機)	1基	●	3ヶ月	○

注) 上記、表中の記号の説明は以下のとおりである。

特定調達品欄	○	施設性能に係る重要機器であり、施工企業等にて設計・製作する機器。
	△	施設性能に係る重要機器であり、施工企業等にて設計・製作する機器のうち、特に大型で納期のかかる機器。
	●	特殊仕様のメーカー機器(施工企業等以外でも調達可能)
部品納期欄	—	発注から納品まで部品手配に要する標準期間(月単位)。
工事推奨欄	○	設備の性能維持のため、施工企業等によるメンテナンスを推奨するもの。

主要な契約条件

1 基本契約

(1) 特別目的会社の設立

- ア 落札者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を、会社法（平成17年法律第86号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として適法に設立し存続すること。
- イ 本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。
- (ア) 本件会社の本店住所地为奈良県大和郡山市内とすること。（運営開始前についてはこの限りではない。）
- (イ) 本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。
- (ウ) 構成員の株式保有割合を以下のとおりとすること。
- A 設立時から事業期間を通じて100分の100とすること
- B 応募グループの代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとすること。
- C 代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- (エ) 本件会社の資本金額は金4,000万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。
- (オ) 本件会社の株式の保有に関する取り決めは以下のとおりとすること。
- A 運営維持管理委託契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式に対して市を第一順位の担保権者と設定し、第三者対抗要件を具備するために必要な措置をとることとする。
- B 本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとする。
- C 市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。
- (カ) 株主は、以下の措置について努力すること。
- A 本件会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、市と協議にて合意した内容に従い、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資、その他の財政的支援措置を講じること。
- B その他適切な支援措置を講ずることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。
- (キ) 本件会社について、本事業を円滑に実施するための人員を確保すること。
- (ク) 社員の採用については、可能な限り地元雇用を優先すること。

2 事業契約

(1) 契約保証金

- ア 受託者は、市が準用する「大和郡山市契約規則」に基づき、事業期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の100分の10に相当する金額の契約保証金、又はこれに代わる保証等の担保を市に差し入れる。
- イ 受託者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金、又は違約金を支払うときは、市は本条に規定する契約保証金、又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとする。

(2) 運営維持管理業務

- ア 受託者は、事業期間中の事業実施計画及び、これを前提とした本件施設に関する事業終了までの運営維持管理の考え方（以下「運営維持管理方針」という。）を提出する。
- イ 受託者は、運営維持管理方針を実行するための事業実施計画を提出し、市の承諾を得る。
- ウ 市と受託者は事業実施計画及び運営維持管理方針に基づき毎年度、本件施設の運営維持管理の方法について協議する。また、市は運営維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画及び運営維持管理方針を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
- エ 受託者は本件施設が要求水準に示した機能を維持できるように、事業実施計画を策定し、これを実行する。
なお、最終処分場については、事業期間終了後も要求水準に示した機能を維持できるように事業実施計画を策定し、これを実行すること。
- オ 市は、本件施設の機能を事業期間中にわたり維持するための説明を求め、必要に応じて事業実施計画の改定並びに適切な運営維持管理を求めることができる。

(3) 処理対象物の受入れ等

- ア 本件施設に搬入される一般廃棄物の性状が要求水準書記載の計画値の範囲内にとどまっている限り、市は一般廃棄物の性状を原因とする処理委託費の見直しその他費用を負担しない。
- イ 本件施設に搬入される一般廃棄物の性状が、計画ごみ質から大幅に逸脱していることが判明した場合、市は各基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認し、必要に応じて受託者と対応策について協議する。

(4) 適正処理困難物等の取扱い

- ア 受託者は、受入供給後において目視検査等を行い、受入れた一般廃棄物の中に適正処理困難物等がないことを確認するよう努める。
- イ 受託者は、受入れた一般廃棄物の中に適正処理困難物等が確認された場合には、適正処理困難物等を排除しなければならない。
- ウ 受託者は、排除した適正処理困難物等を、適正処理困難物等の貯留設備に貯留するものとし、貯留された適正処理困難物等は市が搬出して処分する。

エ 市は、適正処理困難物等の混入を未然に防止するため、搬入者に広報、啓発活動等を行い、安全で安定的な受入れに努める。

オ 適正処理困難物等の混入が原因で本件施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、受託者がその費用を負担する。ただし、善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該適正処理困難物等を排除することができなかつたことを受託者が明らかにした場合は、協議により市が当該費用を負担する場合がある。

(5) 受託者の責任

乖離請求期間終了後、本件施設の要求水準を満たすことができなくなった場合、受託者が当該性能未達に関わる責任を負う。

(6) 事業期間終了後の取り扱い

ア 市は、事業期間終了前の5年前までに、事業期間終了後の最終処分場の事業継続の可否等について、受託者と事業継続に係る協議を行うものとし、本事業契約の継続及び受託者以外の第三者に委託するための項目として、以下を確認するものとする。

(ア) 市が所有する資料の開示

(イ) 新たな事業者による施設及び運転状況の視察

(ウ) その他、引継ぎ業務への支援等

イ 市が、事業期間終了後の最終処分場に係わる運営維持管理の事業を公募に供することが適切でない判断した場合、受託者は本事業の継続に関して市の協議に応じるものとする。

ウ 市が、受託者と事業期間終了後の最終処分場に係わる運営維持管理の事業継続について協議する場合、事業期間終了後の運營業務に関する委託費は事業期間中の委託費に基づいて決定する。

エ 受託者は、上記協議のために必要な書類として以下の項目に関する費用明細等を提出する。

(ア) 運営期間中の財務諸表

(イ) 人件費

(ウ) 運転経費

(エ) 維持管理・補修費・設備更新工事費

(オ) 消耗品・用役費等

オ 市は、最終処分場が要求水準に示した機能及び性能が満足しているかを、第三者に委託して確認する。

カ 市と受託者は、最終処分場の機能確認、性能確認に合格することを事業契約終了の条件とする。

キ 受託者は、事業期間の終了後1年の間に、最終処分場に関して受託者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行うものとする。

(7) 違約金

ア 市は、受託者がその責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、本件施設を再び稼働させるための費用として、受託者に対し、事業期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の100分の10に相当する違約金を請求することができる。

イ 違約金の定めは、違約金額を超える損害が市に発生した場合、市が本件会社に対して当該超過実損害額の賠償請求を行うことを妨げるものではない。

委託費の支払方法

1 委託費の構成と算出方法

市から受託者に支払う委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。ただし、最終処分場については、固定費のみで算出する。

固定費は、委託費のうち、処理対象物の受入量にかかわらず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費を基に算出するものとする。

変動費は委託費のうち処理対象物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費を基に算出するものとし、委託費は次式により変動する。

$$(1) \quad (\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(2) \quad (\text{変動費}) = (\text{変動費単価}) \times (\text{処理対象物の受入量})$$

この場合、各費用の内容は次のとおりとする。

(委託費)(円)：市から受託者に支払う委託費

(固定費)(円)：処理対象物の受入量に関係なく支払う固定的な経費

(変動費)(円)：処理対象物の受入量に応じて支払う変動的な経費

(変動費単価)(円／t)：処理対象物の受入量、1 t 当たりの変動的な経費単価

委託費を構成する固定費及び変動費単価は、受託者が事業者選定時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠を基に、具体的な数値を決定するものとする。

2 委託費の支払方法

市は、委託費として固定費と変動費を受託者に月に1回支払うものとする。

3 委託費の見直し

事業年間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則として、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

(1) 変動要素の見直しは、翌年度委託費を設定する時期に行う。この場合、この見直しに関し、固定費及び変動費単価のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値を基準とし、以降は固定費及び変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とする。

(2) 変動要素の見直し時点から実際の委託費が支払われる時期までに大幅な乖離が生じた場合、市と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。見直しに係る評価指標は企業物価指数(総合)を基に行うものとし、前年度の企業物価指数(総合)を基に、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の委託費(固定費及び変動費)を算出する。なお、受託者が合理的に説明される見直しに係る評価指標を提示した場合は、この限りでない。

事業に関するリスク分担

リスク項目	概要	分担		
		市	受託者	
運営開始段階での 態勢整備の遅れ	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	○		
共通	制度・法令変更リスク	関係法令・許認可の変更等に係るリスク		
	税制変更リスク	受託者の利益に課せられる税制度の変更(例: 法人税等)、新税創設に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク	○	
	物価変動リスク	一定の範囲内での物価変動に係るリスク		○
		一定の範囲内を超えた物価変動に係るリスク	○	
	政治・行政リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に係るリスク		
	資金調達リスク	受託者の事業の実施に必要な資金調達に係るリスク		
	金利変動リスク	金利上昇に伴う資金の調達に係るリスク		
	債務不履行リスク	受託者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	
	不可抗力リスク	天災等により事業の実施が不可能となる場合のリスク		
	通	一定の範囲内	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク	○
		一定の範囲外		○
住民対応リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	○		
第三者賠償リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	○		
環境保全リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク			
運営段階	性能リスク	提示条件の不備や要求変更等、市の責めに帰すべき事由による場合のリスク		
	委託費超過リスク	その他施設の運営維持管理業務において、本事業契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		
	施設・設備損傷リスク	事故や火災等により施設が破損した場合のリスク		○
		第三者の責めに帰すべき事由により施設が破損した場合のリスク	○	
	不適正ごみ混入リスク	受託者の善良なる管理者の注意義務違反の場合のリスク		○
		受託者の善良なる管理者の注意義務を以ってしても排除できない場合のリスク	○	
	技術革新リスク	技術革新に伴い設備が陳腐化した場合において、新技術採用のためのコストが増大した場合のリスク		
	ごみ量・ごみ質変動リスク	搬入する廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合、または、ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のリスク		
	熱供給に関するリスク	蒸気の供給停止に伴うリスク(供給停止の帰責事由が受託者にある場合)		○
		蒸気の供給停止に伴うリスク(供給停止の帰責事由が市にある場合)		○
蒸気供給用埋設管の破損・更新等に係るリスク(破損等の帰責事由が受託者にある場合)		○		
蒸気供給用埋設管の破損・更新等に係るリスク(破損等の帰責事由が市にある場合)		○		
資源化物に関するリスク	回収資源化物の売却、有効利用に係るリスク		○	
	回収資源化物の品質基準の遵守に係るリスク		○	
事業終了段階での施設の 性能確保	事業終了時における施設の性能確保が未達の場合のリスク		○	

大和郡山市清掃センター長期包括責任委託事業
実施方針に関する意見・質問書

【提出者】

企 業 名	
所 属	
担 当 者 名	
T E L	
E - m a i l	

【意見・質問等の内容】

No	項目	頁	箇所	内容
1				
2				
3				
4				
5				

※複数枚になる場合、2枚目以降の番号は通し番号を付してください。